

長野市空き家バンク登録促進等事業補助金の概要

A 登録促進事業

空き家バンクに登録するために行う、空き家の清掃、仏壇・家具その他居住に当たり支障となる物の処分や運搬を、市内に事務所又は事業所を有する事業者に依頼する際にかかる費用を補助します。

- (1) 対象者 空き家の所有者等
- (2) 補助率等 対象経費の4分の3以内、上限 15 万円
- (3) 対象経費 空き家の清掃代、仏壇、家具などの処分・運搬費用

対象外の経費

- 宗教的活動に係る行事に要する経費
 - 居住する家屋以外の物置や土蔵などにある物
- (4) その他
 - 空き家バンクへの申込・登録が前提となります。
 - 同一物件につき、1回限りとなります。
 - 事業者は長野市一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿を参考にしてください。



様式はこちらから
(長野市HP)

B 売買成約促進事業

すでに空き家バンクに登録された物件(登録空き家)について、**移住者と売買契約を締結する際の**仲介手数料、不動産登記・相続登記に要する登記手数料や登記委託料を補助します。

- (1) 対象者 空き家バンク物件登録者(所有者)、購入者(移住者に限る)

※両者とも申請が可能です。それぞれ申請が必要となります。

【移住者は次のいずれかに該当する必要があります】

- ① 現在長野県外にお住まいの人で、かつ、申請日以前2年間において長野県内に居住したことがない者
- ② 現に長野市にお住まいの人で、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - (ア) 本市に転入した日以前2年間において長野県内に居住したことがないこと。
 - (イ) 本市に転入した日から申請日までの期間が2年以内であること。

- (2) 補助率等 対象経費の2分の1以内、上限5万円
- (3) 対象経費
 - 登録空き家の売買契約に基づく仲介手数料
 - 不動産登記及び相続登記をするために要する登記手数料
 - 司法書士等の不動産登記をする資格を有する者への登記委託料
- (4) その他
 - 同一物件につき、所有者・購入者それぞれ1回限りとなります。
 - 事業完了後2年の間に、購入者(移住者)が転出した場合は、交付額の全部又は一部を返還いただきます。

留意事項

- 登録促進事業(上記 A)の補助金の交付を受けた物件については、「長野市移住者空き家改修等補助金」の申請も可能ですが、原則、家財道具等処分にかかる申請はできません。
- 同一物件について、上記 A 及び B 両方の申請が可能です。

A 登録促進事業

≪申請から補助金交付までの流れ≫

- 1 **申請者** 申請書類の提出
窓口、郵送、メールのいずれかで提出してください。
※ 「問合せ(提出先)」参照
※ 同時に「空き家バンク物件登録申込書」を提出してください。
- 2 **長野市** 申請書類の確認(空き家バンク登録、納税状況など)
～ 審査(約1か月から2か月) ～
- 3 **長野市** 交付決定通知書の郵送
※ 空き家バンク登録物件とならなかった場合、補助金は不交付となります。
※ **交付決定前に処分したものは、補助対象経費となりません**ので、ご注意ください。
- 4 **申請者** 処分等の開始(**補助金の交付決定後**)
※ **必ず以下の写真を撮影し、実績報告書に添付してください。**
 - ① 処分の着手前
 - ② 途中(処分の様子)
 - ③ 処分後の状況
- 5 **申請者** 処分等の終了後、実績報告書の提出
※ 終了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日まで
- 6 **長野市** 実績報告書の確認、補助金確定通知書の郵送
- 7 **申請者** 補助金請求書の提出
- 8 **長野市** 補助金の交付

【留意事項】

- 1～5まで同一年度内で完了する必要があります(翌年度に繰り越すことはできません)。
- 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まれません(税抜き金額)。
- 補助事業を完了した日の翌日から2年を経過する日までの間に、住宅の取壊しなどにより空き家バンクの登録が抹消された場合、交付された補助金の全部又は一部を返還いただきます。

必要書類（A 登録促進事業）

申請時(着手前)

No.	<input type="checkbox"/> チェック	書類の名称	備考
1		交付申請書	様式第1号
2		市税の納付確認に関する同意書	様式第2号
3		処分等にかかる見積書	
4		処分等を行う前の写真	
5		空き家バンク登録申込誓約書	様式第3号
6		債権者登録申請書兼口座振替依頼書又は通帳等の写し	
7		空き家バンク物件登録申込書	

処分等の完了後

No.	<input type="checkbox"/> チェック	書類の名称	備考
8		実績報告書	様式第6号
9		処分等にかかる明細書の写し	
10		処分等にかかる領収書の写し	
11		<ul style="list-style-type: none"> ● 処分等にかかる作業中の写真 ● 作業後の写真 ※困難な場合は以下の書類 ・産業廃棄物処理委託契約書 ・廃棄物系マニフェスト	
12		交付請求書	様式第7号

問合せ(提出先)

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市企画政策部移住推進課

電話:026-224-7721、026-224-8851

メールアドレス:iju@city.nagano.lg.jp

※変更や廃止をする(した)場合は上記までお問い合わせください。

B 売買成約促進事業

≪申請から補助金交付までの流れ≫

- 1 **申請者** 申請書類の提出(売買契約から1年以内に提出してください)
窓口、郵送、メールのいずれかで提出してください。
※「問合せ(提出先)」参照
- 2 **長野市** 申請書類の確認(納税状況など)
～ 審査(約1か月から2か月) ～
- 3 **長野市** 交付決定通知書の郵送
- 4 **申請者** 仲介手数料等の支払いなど(補助金の交付決定後)
- 5 **申請者** 売買・登記等の手続きの完了後、実績報告書の提出
※ 終了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日まで
※ 申請者が購入者(移住者)の場合は、この時点までに長野市に転入手続きをしていただき、長野市の住民票をご提出ください。
- 6 **長野市** 実績報告書の確認、補助金確定通知書の郵送
- 7 **申請者** 補助金請求書の提出
- 8 **長野市** 補助金の交付

留意事項

- 1～5 まで同一年度内で完了する必要があります。(翌年度に繰り越すことはできません。)
- 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まれません(税抜き金額)。
- 補助事業を完了した日の翌日から2年を経過する日までの間に、購入者(移住者)が転出した場合、交付された補助金の全部又は一部を返還いただきます。

必要書類（B 売買成約促進事業）

1 申請時(着手前) ※所有者・購入者(移住者)とも申請が可能です。それぞれ申請が必要となります。

No.	☑ チェック	申請者		書類の名称	備考
		所有者	購入者 (移住者)		
1		○	○	交付申請書	様式第1号
2		○	—	市税の納付確認に関する同意書	様式第2号
		—	○	現在お住まいの市区町村の納税証明書	
3		○	○	● 仲介手数料の見積書の写し ● 不動産登記等に係る委託料等の見積書の写し	
4		○	○	売買契約書の写し	
5		○	○	購入者(同居者含む世帯全員)の住民票の写し	
6		△ (※1)	△ (※1)	購入者の戸籍の附票 ※1 転入日以前の2年間において長野県内に居住していないことが分かるもの。上記住民票で確認できる場合は不要	
7		○	○	債権者登録申請書兼口座振替依頼書又は通帳等の写し	

2 売買・登記等の手続き完了後

No.	☑ チェック	申請者		書類の名称	備考
		所有者	購入者 (移住者)		
1		○	○ (※2)	実績報告書 ※2 長野市の住所で記入	様式第6号
2		○	○	● 仲介手数料の領収書の写し ● 不動産登記等にかかる委託料等の領収書の写し ● 補助事業にかかる住宅及びその敷地にかかる登記事項証明書	
3		△ (※3)	△ (※3)	入居する世帯全員の住民票(長野市へ転入後のもの) ※3 申請時に転入済みの場合は不要	
4		○	○	交付請求書	様式第7号

問合せ(提出先)

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市企画政策部移住推進課

電話:026-224-7721、026-224-8851

メールアドレス:iju@city.nagano.lg.jp

※変更や廃止をする(した)場合は上記までお問い合わせください。